

平成 28 年度第 2 回 地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会 会議録

1 日 時 平成 29 年 3 月 28 日 (火) 19 時 15 分～20 時 00 分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 新館 17 階 171・172 会議室

3 出席者

(1) 委員

西田委員長、青木委員、足羽委員、袴田委員、村上太郎委員、村上仁委員

(2) 行政

塩澤保健福祉長寿局保健衛生医療部長、

村田保健福祉長寿局保健衛生医療部理事 (保健医療課長事務取扱)

<保健医療課> 千須和参事兼課長補佐 (医療事業係長事務取扱)、海津主査

4 傍聴者 6人

5 議 題

(1) 業務実績評価に係る基本方針 (案) 及び年度評価に係る実施要領 (案) について

(2) 平成 29 年度評価委員会の開催 (案) について

(3) その他

6 会議内容

(1) 開 会

《開会宣言》

(2) 議 事

① 業務実績評価に係る基本方針 (案) 及び年度評価に係る実施要領 (案) について

《「資料 1～5」「参考資料 1～3」に基づき村田理事と千須和参事が説明》

○西田委員長 業務実績評価に係る基本方針 (案) 及び年度評価に係る実施要領 (案) につきまして事務局からの説明をお願いします。

○村田理事 それでは事務局、私、保健衛生医療部理事の村田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料 1 をご覧ください。皆様方に昨年 12 月 14 日、当委員会におきまして、実績評価に係る基本方針、及び年度評価に係る実施要領の概要と、案につきまして一度御審議をいただいたところでございます。そしてそのときに、もし御意見がありますようでしたら、年末までに事務局のほうへお寄せいただきたいというお話をさせていただきましたが、実際、特に御意見等はございませんでした。従いまして、基本的には前回 1 回目でお示しました基本方針、実施要領と今日配付してございます資料 1 は特に修正はいたしておりません。

ただ、12 月に差し上げたものですから、3 カ月ほどたっておりますので、ここで改めまして資料 1 について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料 1 は基本方針なんですけれども、評価の観点といたしましては、中期計画の内容が実施され、中期目標が達成されていること、法人の業務運営が適正かつ効率的に行われていること、さらに、法人の組織及び運営の状況が住民に明らかにされていることとでございます。

そして、2 番目の評価方針及び評価方法等でございますけれども、まず一つ目に、年度評価があります。これは中期計画及び年度計画に記載されている項目別 (小項目及び大項目) 及び

全体について評価をするものでございます。これは、最初の大きな比較なのでございますけれども、まずこれを法人、つまり静岡市立静岡病院が評価をするということでございまして、それは項目別評価、要するに法人は年度計画の小項目ごとに業務の実績及び自己評価を記載した業務実績報告書を委員会に提出するものでございます。これは各事業年度終了後3カ月以内、大体6月の中旬以降に提出するものと思っております。

それぞれ実施要領につきましては、できるだけ具体的かつ定量的にお伝えするというところでございまして、自己評価につきましては、下にありますとおり、「年度計画より大幅に上回って実施している」から、「年度計画より大幅に下回っている、又は実施していない」という5段階の評価してもらおうということでございます。

そして、この法人の評価をしたものをさらにその下の四角でございまして、評価委員会で実績報告書に基づいて中期計画の確認及び分析をして、小項目及び大項目について評価をしていただくということでございます。

この小項目の評価でございまして、実績の方向性に基づきまして評価をしていただくわけですが、基準としては、先ほど申し上げました法人の自己評価と同様、つまり1から5までの5段階で評価をしていただくというものでございます。

そして、評価に当たりましては単に実績との比較ではなくて、取組等を考慮して総合的に評価をしていただくということでございます。そして実際、委員会などで評価をしていただきまして、法人の付けた評価と異なる場合には理由を示していただくとか、必要に応じて特記事項を付していただくということでございます。

今のが小項目でございまして、それがまとまったら、また大項目評価ということでございます。

その大項目につきましては、年度計画に定めた大項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況の評価を行っていただく。その評価の段階ですけれども、その基準についてはここにありますとおり、SからDまで、つまりSは「著しく進捗している」、Dは「大幅に遅れている」ということで、この5段階の評価をしていただくということでございます。

おめくりいただきまして、bの全体評価ですけれども、その項目別の評価についての結果を踏まえまして、全体の事業の実績について総合的に評価をしていただく。この評価の仕方については、記述式により行っていただくものでございます。

そして②、今度は中期目標期間評価、つまり評議委員会が終わって、じゃあ全体はどうだろうか、その評価でございまして、実施要領等につきましては、平成30年度に作成を予定しておりますけれども、大まかに言いますと、まず法人からは、大項目評価といたしまして、やはりこれも事業終了後3カ月以内に提出するものでございますけれども、まず自己評価をする。さらにそれを受けまして、評価委員会におきまして、aの大項目評価をしていただく。そして、さらにb全体評価をしていただく流れになってまいります。

さらに(3)「法人への意見聴取等」ですが、当然この評価委員会におきましては、その評価に当たりまして法人から意見、または説明を聞くことができます。そしてその評価結果についても法人に意見の申し出があった場合には、その機会を法人に付与していただくこととなります。

あと、(4)「評価結果の活用」について、当然この評価を実施していただいた中で評価結果及び必要に応じて行った勧告に基づいて法人が取り組むべき業務の改善につきまして、実際、法人がどのような改善をしたのかということの報告を求めることができるということでございます。

そして当評価委員会につきましては、市長の法人の業務継続の必要性や組織のあり方、また組織業務に係る検討、また市長に次期中期目標の策定や認可に関して意見を述べるときには、それまでに評価委員会が行った評価結果を踏まえて市長に対して意見を述べるものとするということで、そのような活用をしていただきたいと思います。と思っております。

次のページは参考で、平成28年度計画の項目別構成です。大項目が4つ、中項目が8つ、小項目が全部で29ございます。先ほど申し上げましたとおり、まず小項目の評価、さらにそれを積み上げていって大項目の評価という形になります。

資料2と3は、今申し上げたことを表記したものでございますので、割愛させていただきます。

次に資料4は、法人が提出する実績報告書の様式でございます。1枚めくっていただきますと、法人及び病院概要、さらに年度計画に係る実績及び自己評価となっているものでございまして、もう1枚めくっていただきますと、実際に法人が小項目ごとの実績及び評価を記載するときの様式でございます。実際には、中期計画、年度計画が入って、実績及び法人の自己評価が入って、評価のところは1から5までの評価が入ってくるということでございます。

資料5は、当評価委員会で用いていただく結果報告書の様式案でございます。

1枚めくっていただきますと、こちらのほうも全体評価、さらに項目別評価ということでございます。特に項目別評価につきましては、大項目評価、さらに小項目評価と分かれております。1枚めくっていただきますと、ここには小項目ごとの実績及び評価ということで表がございまして。これは先ほど申し上げました法人の評価の様式と同じでございます。実際にはここに右側のところで評価委員の評価を書き添えていただきまして、さらに評価1から5までの段階で入れていただくというものでございます。

資料1から5につきまして、おさらいということでございますけれども、いま一度ざっくり説明させていただきました。

○千須和参事 引き続きまして、参考資料の説明をさせていただきたいと存じます。参考資料の1から3につきましては、今回の評価委員会で初めて皆様にご覧いただく資料でございます。まず参考資料1と参考資料2ですが、これは堺市の事例でございまして、堺市の法人の平成26年度の業務実績、これが参考資料1です。

それから、中期目標期間の業務実績に関する評価、これが参考資料2となっております。なぜこの資料をつけたかといいますと、先ほど資料5ということで様式の説明をさせていただきましたが、この様式だけ見ても、イメージが湧きにくく、実際どういうカテゴリーになったのか、という例として、付けさせていただきました。

なぜ堺市なのかということですが、実は堺市は静岡市と同様に一病院一独法のケースでございまして。割と多いのが複数の病院で一独法というのが多いのですが、堺市の場合は一病院一独法ということでございまして、非常に静岡病院と近しい形態ということで選ばせていただきました。

中身を簡単に触れたいと思いますが、資料5と参考資料を比較しながら説明を聞いていただきたいんですが、資料5の3ページ目をご覧くださいませでしょうか。「I 全体評価」と書いてあるページでございます。そこと照らし合わせながら参考資料1の説明はさせていただきたいと存じます。

参考資料1の2ページをご覧くださいませでしょうか。ここが全体評価というところでございます。全体評価につきましては、先ほど記述式という話がございましたけれども、総合的な記述式ということでございまして、堺市の場合は「第1項 全体評価」の「1. 評価結果及び判断理由」というところです。「全体として中期計画の達成に向けて計画通り順調に進捗している」というのが堺市の場合の全体評価でございます。

それから次4ページをご覧くださいませなのですが、4ページが、ここが第2項、項目別評価というところでございます。項目別評価のうち、まずは「(I) 大項目評価」について記載がされているということでございます。

このページはまず「第1 市民に対して提供するサービス云々」の大項目についての評価がされています。私どもの案と同様に、SからDまでの5段階での評価となっておりますが、堺市の場合は、Aという評価がされて、中期計画において実現に向けて計画どおり進んでいる

という評価が出されているということでございます。

それから、11ページをご覧くださいなのですが、ここから小項目の評価ということになってございます。12ページをご覧くださいませでしょうか。12ページが、「地方独立行政法人堺市立病院機構の概要」というところから始まっております。

ここは法人から提出された業務実績報告書の内容と同じ内容です。

それから13ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうで「(2) 全体的な状況」が記されておりまして、そのすぐ下の「1. 法人の総括と課題」ということがここで記されてございます。

それから14ページをご覧くださいませでしょうか。14ページの左側の中程から「大項目ごとの主な取組と特記事項」ということが書かれているということでございます。

それから、18ページをご覧くださいませでしょうか。ここから小項目ごとの評価が始まるということでございます。18ページの一番上の段、これが年度計画の項目に該当する部分でございます。その下にこれに対応する中期目標の記載がされております。それから、左端のところから中期計画、右にいきまして年度計画、そして真ん中に法人の自己評価という欄が記載されております。そして、一番右側に評価委員会の評価が記載されている体裁になっております。

堺市の例が、私どもの資料5の体裁に近いので、こんな感じでイメージをしていただければよろしいのではないかと考えております。

参考資料2は、中期目標期間でございますので、また御一読いただければと思います。

それから参考資料3ですが、これは中期計画の変更事例です。政令指定都市のケースを調べて資料提示をさせていただいております。前回の評価委員会のときに、中期計画の変更について議論があったかと存じます。そのこともございまして、ではどのような場合に中期計画を変えているのか、その事例を委員の皆様へ情報提供させていただきます。

1番上は、平成22年9月に神戸の市民病院機構で料金の変更が中期計画の変更としてなされています。それから、4番目は、平成27年9月の広島市立病院機構の場合で、安佐市民病院の建替え（荒下地区での整備分）に係る記述の追加が変更として出ております。

以下、平成28年3月に大阪市民病院機構が住吉市民病院の閉院を延長したなど、独立行政法人の場合、市民の利用について大きな影響のある場合に中期計画が変更されているということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西田委員長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

堺市の報告書が余りにも分厚くて驚かれるかもしれませんが、これは一病院といいながら堺市の場合には新規に別のところへ大きな病院を建て替えるということをやっていますので、ちょっと事情は違うと思います。ここまで分厚くなるのかなと私も疑問に思っております。

一方、この間も少し申し上げましたが、地方独法化された病院なるものは、日本での歴史はたかだか10年ちょっとなんです。イギリスのものを真似ているわけですね。イギリスのほうはもう25年近い歴史があります。その中で、独法化して公的病院、パブリックホスピタルがその独法単位で経営責任を全うする。市民の意見を聞いてという姿でございます。

なにぶんにも日本の場合、10年そこそこの歴史、そして市立静岡病院の場合は独法化して1年目が間もなく終わる。評価は次の年度からという手順の中での本日の評価の方法についての議論でございます。

足羽委員、いかがですか。

○足羽委員 どんな質問でもよろしいですか。

○西田委員長 はい、どんな質問でも。

○足羽委員 こちらの資料1と照合しながら参考資料2の評価結果報告書を拝見していると、まず法人が1から5までの自己評価を付けられるんですね。例えば、一番最初の年度評価結果

が平成24年は3で、平成25年は4とか5とかって出てくるのですけれども、これは目標指数の数字が、要はどの範囲が3で、どの範囲が4って、言葉で資料1のところには、例えば5は「年度計画を大幅に上回って実施している」、4は「年度計画より上回って実施している」なので、「大幅に」っていう基準ですよ、幅っていうかそこが数字のほうからでも表記すると言えばきっと何か基準があるのかなって思うんですけども、数字の指標プラス内容というのか、要は定量的と定性的と両方から判断するわけですよ。

そうすると、定性的はどういう判断でこれは4であるとか、3であるとかっていう中に入ってくるのか、そこが少し自分の中ではっきりしないんですけども。

○西田委員長 事務局お願いいたします。

○千須和参事 そこは、実は事務局もこの案をつくるときに、とても議論になったところございまして、定量的、定性的な判断はそれぞれあるということで、定量的なものについて、ではどのようなときが大幅に上回ってとか、大幅に下回ってとか。例えば10%以上であったときは上回っている、20%以上のときは大幅に上回っているという、そういうふうなことをしたらいいのではないかという意見もありました。

他都市の視察に行って話を聞くと、一律にそうやっても必ずしもものによってはそれが適切な評価という、そういうことにならないケースが結構あるということで聞いたものですから、その辺は杓子定規に一つの指標だけで決めてしまうのではなく、もちろんそれは指標は指標として参考にするのですけれども、その他の定性的なものとかそういうのも相まって総合的に判断していただくと考えております。

そうしますと、確かに1年目のときはすごい議論になるそうです。要は、前例が無いものですから、どれがいいんだろうかということが委員の皆さんも悩まれて議論になるんですが、ただやっていくうちに、ああ、大体これぐらいのレベルだろうということで議論が修練してくるそうです。

ですので、申し訳ないのですけれども、簡単に10%以上だったら4で、20%以上だったら5だというふうな決め打ちしてしまったほうが逆に審査される方はやりやすいなというところもあるかもしれませんが、事の性質上、全一律的にそういうふうなやって、なかなか適切な評価になるかという、そういうものばかりではないということがあったものですから、そこは数字は数字として見ていただきながら、あとの定性的な部分も総合的評価をしていきながら、議論していただいて評価をしていただくと、積み重ねていってだんだん修練していくような形、こういうものだろうというような形でやっていただければよろしいのではないかと考えております。

○西田委員長 よろしゅうございますか。事務局からも苦しい声が聞こえましたが、実際手探りだということですよ。ちなみに、大学の独法化は、まず国立が2004年度に開始しました。その後が続いて地方の公立大学の独法化というものを開始したんですね。私の勤めます静岡県立大学は、10年前、2007年4月に独法化いたしました。やはりこれと全く同じように中期計画は5年間です。毎年小項目の評価を各部署ごとにやっていますが、実際のところ一体どう評価されるのかわからないまま、とにかく船を出したということでございましたが、10年たってみて大体こんなものかという感じです。

一方で、さっきのS、A、B、Cの評価は静岡県大の場合はちょっと違ってきます。Bがいわゆる予定どおりの姿といいますか、良くもなく悪くもなく予定どおりの姿。良くなったらAですが、なかなかAは出ませんよということのようです。ましてやSの評価取得は難しいです。たぶん公立大学の場合にはこれが一般的なようです。一方で、公的病院の場合は、私ども評価委員会ですが、それぞれの病院によって違う状況ではないかと思っています。ですから、改めまして、静岡市民の価値観を受け入れることになるかなと思っています。

ほかに委員の先生方、いかがでございましょうか。

村上太郎委員、お願いいたします。

○村上太郎委員 この評価のところの、このS、A、B、C、Dとなって、今委員長もおっしゃったことなんですけれども、これは人事の評価とまたちょっと違うので何とも言えないのですが、一般的にはBというのが実績に対して普通に達成したというのが、私どもの会社でも人事評価がありまして、まさにS、A、B、C、Dっていうんですね。

目標に対して実績がそのとおり達成したというのがBですから、Aというのは非常に少ないんですね。従って評価としてはSということは、まず、非常にまれだと思うんです。ですから、そういう基準からすると堺市の評価は正直職場の人と大項目評価がみんなAになっていたのので、ちょっとびっくりしたのが私の感想でございます。

○西田委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。

お考えいただいている間に、ちょっと事務局とも確認をしたいのですが、先ほども申しましたが、日本における地方独法化病院の歴史が10年そこそこです。そういう意味では慣れてはいない訳なのですが、そこで改めて事務局のほうでも御確認いただきたいんですが、独法化した病院には理事会がございまして、そこが経営責任を果たしているというのが、私が知る本家本元のイギリスの姿でございます。

一方で、評価委員会に相当するものは全く同じであるとは思いませんが、いわゆる病院のガバナンスに影響を与える委員会のはずです。ただし、評価委員会自からガバナンスするわけじゃありません。あくまでも開設者であります市長が市民病院のガバナンスのために必要と判断されるときに評価や意見を申し上げるところかと存じますので、その立ち位置の確認は順次やっていただければと思います。

いかがでございましょうか。とにかくこれはやってみないことにはわからないというのは全国至るところの独法化病院の経験するところかと存じますので、もしよろしければ、この評価に関わる基本方針それから実施要領(案)のとおりで決定するというところでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

② 平成29年度評価委員会の開催(案)について

◀「資料6」に基づき村田理事が説明▶

○西田委員長 続きまして、本日の議案でございまして、2番目です。議事の2、平成29年度評価委員会の開催(案)でございまして、事務局からよろしく願いいたします。

○村田理事 それでは資料6をご覧ください。平成29年度評価委員会の開催(案)についてでございます。法人の平成28年度の業務実績に係る評価等を行っていただくわけなんでございまして、2にありますとおり、開催回数は3回を予定をさせていただきたいと思っております。

スケジュール概要の表をご覧になっていただきたいと思いますけれども、実は非常にタイトなスケジュールになるのかなと思っております。といいますのも、3月末に事業が終了し、3カ月以内に実績報告書、自己評価が入ったものを法人が作成し、当委員会へ提出してもらい、これが恐らく6月中旬以降になるのかなと思っております。

最終的に当委員会で評価していただいたものについては、この表の一番下のところで、9月に市長が評価委員会から報告を受けた旨を市議会(9月議会)で報告をするというようなスケジュールになります。

となりますと、それをさかのぼっていきますと、表の下を見ていただきたいと思いますのですが、8月には委員会が評価結果を法人に通知し、通知に係る事項を市長に報告をしていただくこととなりますので、この1カ月の間に3回当委員会を開催をさせていただきたいと思っております。

まず、7月の中旬に第1回の委員会、これにつきましては、法人から出てきた平成28年度業務実績についてと法人へのヒアリングをまずしていただく。そして中旬にはその実績に係る

評価の協議を委員会ですていただく。そして、下旬の第3回目におきましてはその委員会の評価を協議して最終的な評価の決定をしていただきたいと思いますと思っております。

従いまして、誠に恐縮なんですけど7月の1カ月の間に3回、事務局としては開催させていただきたいと思っております。なお、具体的な開催日程については今後の調整ということになるんですけども、よろしく願いいたします。

○西田委員長 ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

事務局のほう、ちょっとお話ししておきたいのですが、前にも申しましたとおり、私は長野県立病院機構の評価委員会で何年間か評価委員を務めた経験がございます。スケジュール的にはやはり病院からの決算、実績報告というのが6月になってしまいます。3月末締めですので。ですから窮屈なスケジュールになるのですが、私たち評価委員として重要なのは、まず第1回目のヒアリングだと思います。

このときには委員の先生方皆さんから、報告を受けた内容について直接的にご意見やご質問を伺うはずですので、ぜひそういうことで、事務局の段取り、準備、そして病院の経営監督者の方の心づもりをお願いしたいと思います。

青木委員、そのときに市民の目線というものを病院監督の方々に提示して回答をヒアリングすることになりますので、ぜひ御意見等賜れば幸いかと思います。よろしく願いいたします。

○青木委員 具体的な日程ですが、日程というのはなるべく早目をお願いします。

○西田委員長 そうですね、それはもう、ほかの委員の皆様方も同じ思いだと思います。ぜひ、そういうことでお願いしたいと思います。

③ その他

○西田委員長 次に議事の3、その他についてですが、事務局お願いいたします。

○村田理事 その他でございます。その他といいますが、今の日程の続きのような話になってしまうんですけども、今、青木委員からもなるべく早く日程調整をというお話だったものですから、もう4月に入りますけれども、すみません4月に入ります、実は私どもが新しい体制になってまいりますので、4月になりましたら早々にまた皆様方に日程をお聞きして調整をさせていただきたいと思っておりますので、なるべく協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○西田委員長 その他というところでも、やはり日程のことでございましたが、委員の皆様方から何か御意見等ございましたら。

それでは、最後の説明ということで承りまして、ほかに何か委員の皆様方から事務局に宛てて御質問、御意見等ございましたらどうぞ承りたいと存じます。

よろしゅうございませうか。それでは、本日の議事はこれにて終了とさせていただきます、進行を事務局のほうへお戻しいたします。

(3) 閉会

○塩沢部長 どうもありがとうございました。

本日は御審議どうもありがとうございました。本日は業務実績に係る基本方針並びに年度評価に係る実施要領を決定していただきまして、来年度に行われる法人の実績評価に向けた準備が整ったところでございます。

4月になりましたら早速日程等お知らせをさせていただくのと同時に、新しい体制になりまして、静岡市の状況もお伝えさせていただきます。

法人が市民の必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供することができるよう、来年度も引き続きまして委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただくようによりしくお願いいたします。

それでは、お忙しい中、またお疲れの中、本日は出席いただきまして誠にありがとうございます。

どうもありがとうございました。

○千須和参事 以上をもちまして、第2回評価委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会

委員長 西田 在賢